

国 港 総 第 6 2 7 号  
平成 3 1 年 3 月 1 3 日

各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長  
(公印省略)

「契約業者取扱要領」及び「数値の算定及び等級の格付け要領」  
の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

- (1) 「契約業者取扱要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号) の一部を次のように改正する。

附 則 (平成 3 1 年 3 月 1 3 日国港総第 6 2 7 号)

1. 本通達は、平成 3 1 ・ 3 2 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 2 9 ・ 3 0 年度の資格審査については、なお従前の例による。  
(等級に関する残留措置)
2. 第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第 8 条の規定に基づき平成 3 1 ・ 3 2 年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成 3 1 ・ 3 2 年度の資格の決定等級が平成 2 9 ・ 3 0 年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
3. 前項の希望をした者については、平成 3 1 ・ 3 2 年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第 9 条の規定に基づく通知を行うものとする。

- (2) 「数値の算定及び等級の格付け要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項 (3) イ中「海上起重作業管理技士」を「登録海上起重基幹技能者」又は「海上起重作業管理技士」の」に改める。

別表 23 を次のように改める。

(1) 港湾土木工事

能力	内容	評価項目	満点	点数												備考
				159	146	133	119	106	93	80	66	53	40	27	13	
掘削力	浚渫船	公称能力	159	2,400 m <sup>3</sup> /h 以上	2,200 ~ 2,399	2,000 ~ 2,199	1,800 ~ 1,999	1,600 ~ 1,799	1,400 ~ 1,599	1,200 ~ 1,399	1,000 ~ 1,199	800 ~ 999	600 ~ 799	400 ~ 599	400 m <sup>3</sup> /h 未達	
築造力	起重機船 (15t吊以上)	吊荷重	159	900 t 以上	825 ~ 899	750 ~ 824	675 ~ 749	600 ~ 674	525 ~ 599	450 ~ 524	375 ~ 449	300 ~ 374	225 ~ 299	150 ~ 224	150 t 未達	クレーン付台船を含む
揚土力	揚土船	公称能力	80							5,000 m <sup>3</sup> /h 以上	4,167 ~ 4,999	3,333 ~ 4,166	2,500 ~ 3,332	1,667 ~ 2,499	1,667 m <sup>3</sup> /h 未達	リクレーマ船、バージアンローダー船、圧送船を含む
杭打力	杭打船	主機馬力	80							1,200 PS 以上	1,000 ~ 1,199	800 ~ 999	600 ~ 799	400 ~ 599	400 PS 未達	
製作力	ケーソン製作用台船	揚荷能力	80							25,000 t 以上	20,833 ~ 24,999	16,667 ~ 20,832	12,500 ~ 16,666	8,334 ~ 12,499	8,334 t 未達	
地盤改良力	地盤改良船	隻数	80							8.0 隻 以上	6.7 ~ 7.9	5.3 ~ 6.6	4.0 ~ 5.2	2.7 ~ 3.9	2.7 隻 未達	固化材プラント船を含む
砕岩力	砕岩船	"	80							6.0 隻 以上	5.0 ~ 5.9	4.0 ~ 4.9	3.0 ~ 3.9	2.0 ~ 2.9	2.0 隻 未達	砕岩専用船のみ(グラブ浚渫船等との兼用船は含まない)
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	"	159	6.0 隻 以上	5.5 ~ 5.9	5.0 ~ 5.4	4.5 ~ 4.9	4.0 ~ 4.4	3.5 ~ 3.9	3.0 ~ 3.4	2.5 ~ 2.9	2.0 ~ 2.4	1.5 ~ 1.9	1.0 ~ 1.4	1.0 隻 未達	
その他	砂搬船、トミ船、コンクリートポンプ船	"	80							6.0 隻 以上	5.0 ~ 5.9	4.0 ~ 4.9	3.0 ~ 3.9	2.0 ~ 2.9	2.0 隻 未達	

(2) 港湾等しゅんせつ工事

能力	内容	評価項目	満点	点数														
				225	206	187	169	150	131	112	94	75	56	37	19			
掘削力	浚渫船	公称能力	225	2,400 m <sup>3</sup> /h 以上	2,200 ~ 2,399	2,000 ~ 2,199	1,800 ~ 1,999	1,600 ~ 1,799	1,400 ~ 1,599	1,200 ~ 1,399	1,000 ~ 1,199	800 ~ 999	600 ~ 799	400 ~ 599	400 m <sup>3</sup> /h 未達			
揚土力	揚土船	"	112								5,000 m <sup>3</sup> /h 以上	4,167 ~ 4,999	3,333 ~ 4,166	2,500 ~ 3,332	1,667 ~ 2,499	1,667 m <sup>3</sup> /h 未達		
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	隻数	225	6.0 隻 以上	5.5 ~ 5.9	5.0 ~ 5.4	4.5 ~ 4.9	4.0 ~ 4.4	3.5 ~ 3.9	3.0 ~ 3.4	2.5 ~ 2.9	2.0 ~ 2.4	1.5 ~ 1.9	1.0 ~ 1.4	1.0 隻 未達			

別表 27 を次のように改める。

算式 換算係数 × 合計点数<sup>1/2</sup>

換算係数は下表のとおり

対象工事	換算係数
空港等土木工事	51.8786
港湾土木工事	34.3501
港湾等しゅんせつ工事	46.3239
空港等舗装工事	52.9874
港湾等鋼構造物工事	49.8205

別表 28 を次のように改める。

(1) 港湾土木工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35 人以上	637	17 人	309
34 人	619	16 人	291
33 人	601	15 人	273
32 人	582	14 人	255
31 人	564	13 人	237
30 人	546	12 人	218
29 人	528	11 人	200
28 人	510	10 人	182
27 人	491	9 人	164
26 人	473	8 人	146
25 人	455	7 人	127
24 人	437	6 人	109
23 人	419	5 人	91
22 人	400	4 人	73
21 人	382	3 人	55
20 人	364	2 人	36
19 人	346	1 人	18
18 人	328	0 人	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35 人以上	562	17 人	273
34 人	546	16 人	257
33 人	530	15 人	241
32 人	514	14 人	225
31 人	498	13 人	209
30 人	481	12 人	193
29 人	465	11 人	177
28 人	449	10 人	160
27 人	433	9 人	144
26 人	417	8 人	128
25 人	401	7 人	112
24 人	385	6 人	96
23 人	369	5 人	80
22 人	353	4 人	64
21 人	337	3 人	48
20 人	321	2 人	32
19 人	305	1 人	16
18 人	289	0 人	0

別表 29 の (1) を次のように改める。

(1) 港湾土木工事

技術案件数	点数
8 件以上	212
7 件	186
6 件	159
5 件	133
4 件	106
3 件	80
2 件	53
1 件	27
0 件	0

別表 31 の①を次のように改める。

①業務経歴

特別事項の審査基準日までの2年間に完了した測量調査の業務経歴（ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る業務については、地方整備局（港湾空港関係）の資格審査基準と同等のものに限る。）に係る下表の業務実績に応じた点数を次の算式により算出した点数（小数点以下切捨て）とする。

下表

事 項	点 数	特 別 な 工 事	
右欄に掲げる特別な工事に係る業務又は客観点数に基づき別表32(2)により格付けした等級の上位等級の業務実績	60	空港等土木工事	飛行場の基本施設の築造工事
		港湾土木工事	水深15m以深の外郭施設及び水深13m以深の係留施設の築造工事
		空港等舗装工事	飛行場の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの舗装工事
客観点数に基づき別表32(2)により格付けした等級と同位等級の業務実績	40		

算 式

$$A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3$$

A：当該地方整備局の業務経歴点数

B：当該地方整備局以外の業務経歴点数

附 則（平成31年3月13日国港総第627号）

本通達は、平成31・32年度の資格審査から適用し、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。